

平成19年2月1日

規則第4号

熊本県後期高齢者医療広域連合の議会の議員選挙に関する規則

(趣旨)

第1条 熊本県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の議会の議員の選挙については、熊本県後期高齢者医療広域連合規約(以下「規約」という。)第7条から第9条に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(各市町村議会における選挙の選挙長)

第2条 規約第7条第2項各号に掲げる区分に応じて、各市議会又は各町村議会で行う広域連合の議会の議員の選挙(以下「各市町村議会における選挙」という。)を行うときは、選挙長を置く。

2 選挙長は、広域連合事務局長の職にある者をもって、これに充てる。

(選挙立会人)

第3条 選挙長は、広域連合の職員又は構成市町村の職員の中から、本人の承諾を得て、2人以上の選挙立会人を選任し、本人に通知しなければならない。

2 選挙立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(各市町村議会における選挙の告示)

第4条 各市町村議会における選挙を行うときは、選挙長は、その旨及び候補者の届出の受付開始日を、少なくとも候補者の届出の受付開始日の14日前に告示するとともに、構成市町村の長、議会の議長及び規約第8条第1項各号に規定する団体に通知するものとする。

(団体推薦の候補者の届出)

第5条 規約第8条第1項各号に定める団体が候補者を推薦しようとするときは、本人の承諾を得て、前条の規定により告示された候補者の届出の受付開始日から起算して7日以内(熊本県後期高齢者医療広域連合の休日及び期限の特例を定める条例(平成19年条例第1号)第2条第1項に規定する広域連合の休日に当たる日があるときは、当該休日を除く。)に、郵便によることなく、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者推薦届出書(様式第1号)によりその旨を選挙長に届け出

なければならない。

(個人推薦の候補者の届出)

第6条 規約第8条第1項各号に定める構成市町村の長又は議員の所定の人数の推薦を受けて候補者となろうとする者は、前条に規定する期間に、郵便によることなく、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者届出書(様式第2号)により、その旨を選挙長に届け出なければならない。

2 前項の届出書には、規約第8条第1項各号に定める構成市町村の長又は議員の所定の人数の推薦書(様式第3号)を添えなければならない。

3 規約第8条第1項各号に定める構成市町村の長又は議員が候補者を推薦しようとするときは、同一の選挙において2人以上の者を推薦することができない。

4 規約第8条第1項第3号及び第4号に規定する構成市町村の議員の定数の総数は、第4条の規定による告示があった日の前年の12月31日における議員の条例定数(市町村合併により任期の特例等があるものは、当該特例による。)の総数による。

(各市町村議会への通知)

第7条 第5条及び前条第1項に規定する候補者の届出期間を経過したときは、選挙長は、直ちに候補者の氏名及び住所等を各市議会又は各町村議会の議長に通知しなければならない。

(開票結果の報告)

第8条 各市議会又は各町村議会において広域連合の議会の議員の選挙を行ったときは、各議会の議長は、直ちにその開票結果を、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果報告書(様式第4号)により選挙長に報告しなければならない。

(各市町村議会における選挙の当選人)

第9条 選挙長は、前条の規定により、すべての市議会又は町村議会から選挙の開票結果の報告を受けたときは、2人以上の選挙立会人の立会のもと、選挙会を開き、各候補者の得票総数を計算し、規約第8条第3項の規定により当選人を決定しなければならない。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

3 第5条及び第6条第1項の規定による届出のあった候補者の総数がその選挙において選挙すべき議員の数を超えないとき又は超えなくなったときは、選挙長は、当

該候補者をもって当選人と定めなければならない。

- 4 前3項の規定により当選人が定まったときは、選挙長は、当選人に当選の旨を告知し、当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

(選挙結果の報告)

第10条 選挙長は、選挙の結果を各市町村の長及び議会の議長に報告しなければならない。

(任期の起算)

第11条 広域連合議員の任期は、第9条第4項の告示日から起算する。ただし、任期満了に伴う選挙が当該任期満了の前に行われた場合において、当該任期満了に係る広域連合議員（以下「前任者」という。）が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、当選人の告示の日の翌日以後に前任者が欠けたときはその欠けた日の翌日から、それぞれ起算する。

(広域連合議員の欠員が生じた場合の繰上補充)

第12条 各市町村議会における選挙により選出された広域連合の議会の議員の欠員が生じた場合において、第9条第2項の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までに、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙に係る実施要綱の規定によりなされた通知及び届出等は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年2月21日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。